

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による契約について

・ 契約締結後の公表

契約締結後の公表(シルバー人材センター等)

宇部市上下水道局契約規程第 42 条第 3 項の規定により、次のとおり公表します。
(地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による随意契約)

1. 中山取水場高置水槽跡地伐採作業

業務の内容	中山取水場高置水槽跡地剪定・搬出
委託の期間	平成 30 年(2018 年)9 月 18 日から平成 30 年 10 月 19 日
契約締結の時期	平成 30 年(2018 年)9 月 18 日
契約の相手方	宇部市琴芝町二丁目 4 番 25 号 公益社団法人宇部シルバー人材センター 理事長 利重 和彦
契約金額	剪定・搬出 一式 175,500 円 (消費税及び地方消費税含む)
契約の相手方を 決定した理由	予定価格の範囲内であり、かつ、業務の円滑な実施が可能であると認められるため。
担当課	浄水課施設係